

公布された条例のあらまし

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

1 土壤汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の許可等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）

3 租税特別措置法が改正されたことに伴い、引用条項を改正することとした。（別表第一関係）

4 銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、銃砲又は刀剣類の所持の許可又はその更新を受けようとする高齢者に対する認知機能に関する検査に係る手数料の額を定めること等とした。（別表第一関係）

5 この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、3については公布の日から、1については土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日から、2については規則で定める日から施行することとした。

6 改正後の土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可の申請が土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行前に行われたときの手数料の徴収について定めることとした。

佐賀県高等学校等修学支援基金条例（条例第三九号）

1 高等学校等に在学する生徒であって経済的理由により修学が困難なものに対する教育の機会の確保を図る施策（以下「修学支援に関する施策」という。）の実施に要する経費の財源に充てるため、佐賀県高等学校等修学支援基金以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）

2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定めることとした。

(第二条関係)

- 3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算に計上して、修学支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)
- 4 基金は、修学支援に関する施策の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計又は佐賀県育英資金特別会計の歳入歳出予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年六月三〇日限りその効力を失うこととした。

佐賀県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

- 1 佐賀県安心こども基金(以下「基金」という。) の設置目的に地域における子育て支援、ひとり親家庭に対する支援等の充実を追加することとした。(第一条関係)

- 2 基金の設置期間を延長することとした。(附則第二項関係)

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金条例(条例第四一号)

- 1 社会福祉施設等の耐震改修等を促進することにより、これらの施設の利用者の安全の確保を図るため、佐賀県社会福祉施設等耐震改修等臨時特例基金(以下「基金」という。) を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) で定めることとした。(第二条関係)
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、1 に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)

条関係)

- 4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年一月三十一日限りその効力を失うこととした。
佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(条例第四二号)
- 1 介護保険法第八条第二〇項に規定する地域密着型介護老人福祉施設その他の介護サービス等を提供する施設の緊急な整備等(以下「介護基盤緊急整備等」という。)に要する経費の財源に充てるため、佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定めることとした。(第一条関係)
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、介護基盤緊急整備等に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。(第四条関係)
- 4 基金は、介護基盤緊急整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。(第六条関係)
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、平成二四年一月三十一日限りその効力を失うこととした。
佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四三号)
- 1 産業活力再生特別措置法が改正されたことに伴い、引用語句を改正することとした。(第二条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

1 租税特別措置法が改正されたことに伴い、引用条項を改正することとした。

（第二条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。